

【経営資料】自己資本の充実の状況

● 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	6,979,136		7,076,663	
うち、出資金及び資本準備金の額	4,806,234		4,735,480	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	2,382,131		2,549,659	
うち、外部流出予定額(▲)	▲ 98,394		▲ 98,012	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 110,835		▲ 110,464	
うち、優先出資申込証拠金の額	0		0	
うち、処分未済持分の額(▲)	▲ 110,835		▲ 110,464	
うち、自己優先出資申込証拠金の額	0		0	
うち、自己優先出資の額(▲)	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	81,018		76,242	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	81,018		76,242	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
うち、回転出資金の額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
うち、負債性資本調達手段の額	0		0	
うち、期限付劣後債務及び期限付優先出資の額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
その他コア資本基礎項目不算入額(▲)	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 7,060,154		7,152,905	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	38,745	25,830	44,514	11,128
うち、のれんに係るものの額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	38,745	25,830	44,514	11,128
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	0	0
適格引当金不足額	0	0	0	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 38,745		44,514	
自己資本				
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ) 7,021,409		7,108,391	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	46,955,955		48,015,943	
資産(オン・バランス項目)	46,933,974		47,993,962	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 2,254,752		▲ 2,269,526	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	25,830		11,128	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	▲ 2,280,582		▲ 2,280,654	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
オフ・バランス項目	21,981		21,981	
CVARリスク相当額を八パーセントで除して得た額	0		0	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,457,769		5,414,493	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 52,413,724		53,430,436	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ) / (ニ)	13.39%		13.30%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

【経営資料】 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実度に関する事項

◆信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

区 分	平成28年度			平成29年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	554,124	—	—	543,914	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,673,360	—	—	6,221,660	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	49,518,829	9,903,766	396,151	51,740,253	10,348,051	413,922
第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	89,735	3,735	149	88,657	2,657	106
中小企業等向け及び個人向け	3,110,829	2,243,963	89,759	3,109,437	2,242,719	89,709
抵当権付住宅ローン	503,971	172,759	6,910	384,828	130,867	5,235
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	1,586,290	1,230,902	49,236	1,457,455	1,178,812	47,152
取立未済手形	9,815	1,963	79	15,987	3,197	127
信用保証協会等による保証付	4,772,843	459,403	18,376	5,134,921	493,378	19,735
共済約款貸付	16,748	—	—	17,312	—	—
出資等	543,422	543,422	21,737	543,571	542,572	21,703
資本調達手段	5,239,197	13,097,992	523,920	5,239,370	13,098,245	523,930
特定項目のうち調整項目不算入	181,752	454,380	18,175	216,809	542,023	21,681
複数の資産を裏付けとする資産（所謂 ファンド）のうち、個々の資産の把握が 困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に 不算入	—	▲ 2,254,752	▲ 90,190	—	▲ 2,269,525	▲ 90,781
上記以外	21,972,563	21,098,422	843,937	23,055,301	21,702,946	868,118
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	94,773,478	46,955,955	1,878,239	97,769,475	48,015,942	1,920,637
オペレーショナル・リスクに対する所要自 己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得 た額 a		所 要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得 た額 a		所 要 自己資本額 b=a×4%
	5,457,769		218,311	5,414,493		216,580
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a		所 要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 計 a		所 要 自己資本額 b=a×4%
	52,413,724		2,096,549	53,430,436		2,137,217

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに参入したものの、不算入としたものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【経営資料】 自己資本の充実の状況

● 信用リスクに関する事項

◆ 標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社 格付投資情報センター (R & I)
株式会社 日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチ・レーティングス・リミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

【経営資料】 自己資本の充実の状況

- ◆ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：千円)

区 分	平成28年度				平成29年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
国 内	94,773,478	16,445,255	2,309,308	1,586,129	97,769,475	15,755,616	2,766,998	1,456,665	
地 域 別 残 高 計	94,773,478	16,445,255	2,309,308	1,586,129	97,769,475	15,755,616	2,766,998	1,456,665	
法 人	農 業	22,852	22,852	—	—	38,522	38,522	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	5,000	5,000	—	—	5,000	5,000	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	50,707,495	1,262,176	—	—	52,912,463	1,262,350	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	33,148	33,148	—	394	25,399	25,399	—	364
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	3,465,760	3,465,760	—	—	3,998,576	3,998,576	—	—
	上 記 以 外	1,692,164	1,692,164	—	—	273,538	273,538	—	—
	個 人	18,368,749	9,964,155	—	1,585,735	18,074,725	10,152,231	—	1,456,301
そ の 他	20,478,310	—	2,309,308	—	22,441,252	—	2,766,998	—	
業 種 別 残 高 計	94,773,478	16,445,255	2,309,308	1,586,129	97,769,475	15,755,616	2,766,998	1,456,665	
1 年 以 下	49,926,921	441,937	—		52,163,837	474,653	—		
1 年 超 3 年 以 下	1,844,079	1,841,468	—		1,785,771	1,784,787	—		
3 年 超 5 年 以 下	2,470,049	2,470,049	100,361		2,065,064	2,065,064	100,350		
5 年 超 7 年 以 下	2,865,309	2,865,309	—		2,595,323	2,595,323	194,644		
7 年 超 10 年 以 下	2,565,321	2,565,321	193,255		2,493,522	2,493,522	89,080		
10 年 超	5,313,455	5,313,455	2,015,692		7,150,007	5,470,211	2,382,924		
期 限 の 定 め の な い も の	29,788,344	947,716	—		29,515,951	872,056	—		
残 存 期 間 別 残 高 計	94,773,478	16,445,255	2,309,308		97,769,475	15,755,616	2,766,998		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
(単位：千円)

区 分	平成28年度					平成29年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	85,920	81,018	—	85,920	81,018	81,018	76,242	—	81,018	76,242
個別貸倒引当金	693,276	593,959	13,005	680,271	593,959	593,959	512,219	7,219	586,740	512,219

【経営資料】 自己資本の充実の状況

◆業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	平成28年度						平成29年度					
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
内 国	693,276	593,959	13,005	680,271	593,959	95	593,959	512,219	7,219	586,740	512,219	457
外 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	693,276	593,959	13,005	680,271	593,959	95	593,959	512,219	7,219	586,740	512,219	457
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	262	103	—	241	124	—	124	73	—	124	73	—
個 人	693,014	593,856	13,005	680,030	593,835	95	593,835	512,146	7,219	586,616	512,146	457
業 種 別 計	693,276	593,959	13,005	680,271	593,959	95	593,959	512,219	7,219	586,740	512,219	457

◆信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：千円)

区 分	平成28年度			平成29年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	8,451,056	8,451,056	—	8,554,495	8,554,495
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,595,061	4,595,061	—	4,933,773	4,933,773
	リスク・ウェイト 20%	—	49,528,644	49,528,644	—	51,756,240	51,756,240
	リスク・ウェイト 35%	—	493,599	493,599	—	373,905	373,905
	リスク・ウェイト 50%	—	655,126	655,126	—	545,735	545,735
	リスク・ウェイト 75%	—	2,992,812	2,992,812	—	2,990,735	2,990,735
	リスク・ウェイト 100%	—	21,956,152	21,956,152	—	22,547,267	22,547,267
	リスク・ウェイト 150%	—	641,334	641,334	—	622,275	622,275
	リスク・ウェイト 200%	—	4,561,165	4,561,165	—	4,561,307	4,561,307
	リスク・ウェイト 250%	—	859,784	859,784	—	894,872	894,872
その他	—	38,745	38,745	—	—	—	
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	94,773,478	94,773,478	—	97,780,604	97,780,604	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

● 信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

【経営資料】 自己資本の充実の状況

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	平成28年度			平成29年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	86,000	—	—	86,000	—	—
中小企業等向け及び個人向け	28,420	—	—	26,250	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	114,420	—	—	112,250	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債権者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

● 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、現在は該当するものがありません。

②その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議（ALM委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

【経営資料】 自己資本の充実の状況

◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,520,442	4,520,442	4,520,591	4,520,591
合 計	4,520,442	4,520,442	4,520,591	4,520,591

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

項 目	平成28年度			平成29年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

◆貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

◆金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

◆金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 (単位：千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲ 13,841	▲ 61,748